

職業訓練業務の委託に係る入札参加停止基準

(目的)

第1条 この基準は、職業訓練等の業務の委託（以下「委託業務」という。）の適正な施行を確保するため、競争入札参加資格者名簿に登載された業者（以下「業者」という。）が、県若しくは県以外の官公庁又は民間における委託業務に係る業務に関して不正の行為又は法令に違反し、業者として不相当であると認められる場合の入札参加停止について、法令等に特別の定めがあるものを除くほか必要な事項を定めるものとする。

(入札参加停止をする場合及び期間)

第2条 知事は、業者又はその役員若しくは使用人（以下「業者等」という。）が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該各号に掲げる期間の範囲内において当該業者の入札参加を停止するものとする。

(1) 県における業務に関し不正又は不誠実な行為が認められ、次の事項のいずれかに該当する場合

ア	入札において、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。	1か月以上9か月以内
イ	契約の締結又は履行を妨げたとき。	1か月以上9か月以内
ウ	地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の執行を妨げたとき。	1か月以上9か月以内
エ	公契約に係る「労働関係法令等遵守の誓約書」に関する事務取扱要領に基づき、誓約書の内容に反したとき。	1か月以上9か月以内
オ	正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。	1か月以上9か月以内

(2) 贈賄の容疑により、次の事項のいずれかに該当する場合

ア 次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる者が静岡県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(ア)	業者又は代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。（以下「代表役員等」という。）	4か月以上12か月以内
(イ)	業者の役員又は支店若しくは営業所を代表する者で(ア)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	3か月以上9か月以内
(ウ)	業者の使用人で(イ)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2か月以上6か月以内

イ 次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行っ

た贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(ア)	代表役員等	3か月以上9か月以内
(イ)	一般役員等	2か月以上6か月以内
(ウ)	使用人	1か月以上3か月以内

ウ 次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(ア)	代表役員等	2か月以上6か月以内
(イ)	一般役員等	1か月以上3か月以内
(ウ)	使用人	1か月以上2か月以内

- (3) 県における業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

18か月以上36か月以内

- (4) 前号に掲げる場合のほか、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

6か月以上24か月以内

- (5) 県における業務に関し競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

18か月以上36か月以内

- (6) 前号に掲げる場合のほか、業務に関し競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

6か月以上24か月以内

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し法令に違反し、又は不正若しくは不誠実な行為をしたために、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

1か月以上9か月以内

- (8) 前各号のいずれかに該当したことにより業者が入札参加を停止された場合において、当該業者等を、当該入札参加を停止されている間において、職業訓練等の業務の委託に係る契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

1か月以上9か月以内

(停止期間の特例)

第3条 不正の行為又は法令違反の内容が特に重大と認める場合は、前条の規定にかかわらず、同条に定める入札参加停止期間を超えて、入札参加を停止することができる。ただし、その期間は、36か月を超えてはならない。

2 業者が一の事案により前条各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置

要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

3 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、それぞれ前条に定める短期の2倍（当初の入札参加停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 前条各号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間に、それぞれ前条各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 前条第2号から第6号までの措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ前条第2号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

4 業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

5 入札参加停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、入札参加停止期間を変更することができる。

6 入札参加停止の期間中の業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該業者について入札参加停止を解除するものとする。

（報告書の提出）

第4条 経済産業部職業能力開発課長、工科短期大学校事務局長、工科短期大学校沼津キャンパス長、浜松技術専門校長及びあしたか職業訓練校長（以下「課長等」という。）は、その所管する業務について、業者等が第2条の規定に該当すると認められるときは、速やかに様式第1号による報告書に必要な書類を添えて就業支援局長に報告するものとする。

2 経済産業部職業能力開発課長は、県が所管する業務以外の業務において業者等が第2条の規定に該当すると認められるときは、速やかに様式第1号による報告書に必要な書類を添えて就業支援局長に報告するものとする。

3 課長等は、前条第5項の規定に基づき入札参加停止期間を変更することが適当と認めるとき、又は前条第6項の規定に基づき入札参加停止を解除することが適当と認めるときは、様式第2号による変更報告書を就業支援局長に提出するものとする。

（審査及び決定）

第5条 就業支援局長は、前条の規定に基づく報告書を受理したときは、速やかに審査を行い、入札参加停止又は入札参加停止期間変更並びに解除を決定するものとする。

2 前項により、入札参加停止又は入札参加停止期間変更が決定されたときは様式第3号による通知書により、入札参加停止の解除が決定されたときは様式第4号による通知書により、課長等に通知するものとする。

（入札参加停止の始期）

第6条 前条の規定による入札参加停止期間の開始の時期は、決定の日の翌日からとする。

(決定の通知)

第7条 第5条第2項の規定に基づいて入札参加停止又は入札参加停止期間変更が決定されたときは様式第5号による通知書により、入札参加停止の解除が決定されたときは様式第6号による通知書により、直ちに当該業者に対し通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときはこの限りではない。

附則

この基準は、平成19年1月9日から施行する。

附則

この基準は、平成23年9月9日から施行する。

附則

- 1 この基準は、平成26年9月1日から施行する。
- 2 改正規定の施行前にした行為に対する第2条第3号から第6号までの規定の適用については、なお従前の例による。

附則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

第 号
年 月 日

就業支援局長 様

(報告者)

委託業務に係る事故等発生報告書

職業訓練業務の委託に係る入札参加停止基準第 4 条第 1 項（第 2 項）の規定に基づき報告します。

記

営 業 種 目	
登 録 番 号	
住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
発 生 時 期	
発 生 場 所	
(内容)	

第 号
年 月 日

就業支援局長 様

(報告者)

入札参加停止期間の変更（入札参加停止の解除）について

先に入札参加停止された次の者については、入札参加停止期間を変更（入札参加停止の解除）することが適当と認められるので、職業訓練業務の委託に係る入札参加停止基準第4条第3項の規定に基づき報告します。

記

営業種目	
登録番号	
住所	
商号又は名称	
代表者氏名	
入札参加 停止期間	
1 変更（解除）することが適当と認められる理由	
2 変更期間	

第 号
年 月 日

様

就業支援局長

入札参加停止（入札参加停止期間変更）通知書

職業訓練業務の委託に係り、次のとおり決定したので通知します。

記

営 業 種 目	
登 録 番 号	
住 所	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
入 札 参 加 停 止 (入札参加停止変更) 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
(理 由)	

第 号
年 月 日

様

就業支援局長

入札参加停止解除通知書

このことについて、次のとおり決定したので通知します。

記

1 解除対象の入札参加停止

営業種目	
登録番号	
住所	
商号又は名称	
代表者氏名	
入札参加停止期間	自 年 月 日 至 年 月 日

2 入札参加停止解除の理由

3 解除日

第 号
年 月 日

様

静岡県知事 氏名 印

入札参加停止（入札参加停止期間変更）の決定について

次のとおり入札参加を停止（入札参加停止期間変更）することを決定したので通知します。


記

入札参加 停止 （入札参加停止変更） 期間	自 年 月 日 至 年 月 日
理由	

様式第6号(用紙 日本産業規格A4縦型)

第 号
年 月 日

様

静岡県知事 氏 名 

入札参加停止の解除について

先に、年 月 日付け 第 号をもって貴 の入札参加停止を決定した旨を通知したところですが、このたび当該入札参加停止を解除したので、職業訓練業務委託に係る入札参加停止基準第7条の規定に基づき通知します。

解除日 年 月 日